

令和7年5月9日
学習院大学

令和8（2026）年度総合型選抜（外国高等学校出身者及び帰国生徒）
の実施について（国際文化交流学部）

令和8（2026）年度入学者選抜より、国際文化交流学部において、下記のとおり総合型選抜（外国高等学校出身者及び帰国生徒）を実施します。

なお、国際文化交流学部の設置計画は、現在認可申請中であり、今後、内容が変更になる可能性があります。予告内容に変更が生じた場合には、速やかに公表します。

また、出願に際しては、認可後（最短で8月末に認可された場合、9月予定）に本学入試情報ホームページに公表する学生募集要項を確認してください。

記

① 募集人員

学部	学科	募集人員
国際文化交流学部	日本文化学科	若干名
	国際コミュニケーション学科	若干名

② 出願期間

令和7（2025）年10月1日（水）～10月3日（金）

③ 出願資格

受験希望者は、「A 外国高等学校出身者」と「B 帰国生徒（日本の高等学校≪中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ≫出身者）」とがあるので、対象となる項目を讀んでください。

A 外国高等学校出身者（日本国内にあるアメリカンスクールなどは不可）

以下の（1）及び（2）の条件を全て満たしている者

（1）日本国籍を有する者又は日本国の永住権を有する外国籍の者で、以下のいずれかに該当する者

※ 必要単位取得等により繰上げ卒業した者又はその見込者は、繰上げ卒業時から逆算し2学年以上在籍していることを必要とします。また、外国に設置されている学校であっても、日本の学校教育法に準拠した教育を施している学校（在外教育施設）に在学した者については、その期間を外国において学校教育を受けた期間とはみなしません。

- a 外国において、最終学年を含めて2学年以上（注1）継続して学校教育を受けていること（注2）。
 - b 外国において、最終学年を含み、日本での中等教育（中学1年～高校3年）に相当する学年のうち、通算して4学年以上（注1）学校教育を受けていること（注3）。
- (2) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、次のaからgまでのいずれかに該当する者
- a 外国において学校教育における12年の課程（注4）を令和6（2024）年4月以降に修了した者又は令和8（2026）年3月までに修了見込みの者（「繰上げ」又は「飛び級」の結果、通算年数が12年に満たないで修了した者又は修了見込みの者を含む）（注5）
 - b 令和6（2024）年1月以降に、外国における12年の課程修了相当の学力認定試験に合格し、令和8（2026）年3月31日までに18歳に達する者（注5）
 - c 外国において、文部科学大臣が指定した11年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程を令和6（2024）年4月以降に修了した者又は令和8（2026）年3月までに修了見込みの者
 - d 日本国内の国際バカロレアの認定を受けている学校（日本の学校教育法に準拠した教育を施している学校は除く）を卒業した者で、かつ令和6（2024）年1月から令和7（2025）年12月までに国際バカロレア（IB）資格を授与された者
 - e 令和5（2023）年1月以降に、外国において、国際バカロレア（IB）資格を授与された者で、かつ令和8（2026）年3月31日までに18歳に達する者
 - f 令和6（2024）年1月以降に、外国の大学入学資格であるアビトゥア、バカロレア（フランス）、GCEA レベル、国際Aレベル、欧州バカロレア資格を保有する者
 - g 本学において、上記の資格条件と同等以上の学力があると認めた者で、令和8（2026）年3月31日までに18歳に達する者

(注1) 「○学年以上」という要件は、「学年」でカウントするため、○学年の全学期分の成績の提出が必須となります。

(注2) 外国高等学校の最終学年とその前の学年全てに在籍していることを必要とします。

(注3) 外国高等学校の最終学年全てと、それ以外に、中等教育相当学年に通算して3学年以上（注1）在籍していることを必要とします。

(注4) 小学校から高等学校卒業までの課程を指します。また、「12年の課程」には、日本における通常の課程による学校教育の期間も含まれます。

(注5) 12年未満の課程の場合は、更に、文部科学大臣が指定した準備教育課程又は研修施設の課程を修了する必要があります。

B 帰国生徒（日本の高等学校出身者）

以下の（1）及び（2）の条件を全て満たしている者

- (1) 日本国籍を有する者又は日本国の永住権を有する外国籍の者
- (2) 中・高等学校（第7学年以上に相当する課程）で、2学年以上（注1）継続又は通算して3学年以上（注1）海外で外国の教育課程に基づく教育を受け、以下のa又はbいずれかの条件を満たしている者（注2）
 - a 令和6（2024）年9月1日以降に日本国内の高等学校（在外教育施設及び文部科学大臣が指定する国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI、NEASC、Cognia、COBIS）から教育活動等に係る認定を受けた教育施設を含む）に編入した者で、令和8（2026）年3月までに修了した者又は修了見込みの者
 - b 中・高等学校（第7学年以上に相当する課程）で、数か年継続して海外で外国の教育課程に基づく教育を受けた者で、高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は令和8（2026）年3月31日までに合格見込みの者で、令和8（2026）年3月31日までに18歳に達する者
ただし、原則として令和6（2024）年9月1日以降に帰国した者に限る

(注1) 「○学年以上」という要件は、「学年」でカウントするため、○学年の全学期分の成績の提出が必須となります。

(注2) 外国に設置されている学校であっても、日本の学校教育法に準拠した教育を施している学校（在外教育施設）に在学した者については、その期間を外国において学校教育を受けた期間とはみなしません。

④ 選考

出願書類、小論文、面接により総合的に判定します。

実施日（小論文・面接）：令和7（2025）年11月8日（土）

⑤ 合格発表日

令和7（2025）年11月28日（金）

以上